

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	内海造船株式会社			コード	7018
提出日	2023/6/9	異動(予定)日	2023/6/23		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	宮崎 寛	社外取締役								○		○						
2	若野 晃一	社外取締役	○							△		△						有
3	亀崎 一彦	社外取締役	○										△					有
4	田中 博志	社外監査役								○							新任	
5	松野 文則	社外監査役								△		△						

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	宮崎寛氏は取引先であり、主要な株主である日立造船株式会社の執行役員 企画管理本部 経営企画部長であります。	
2	若野晃一氏は、取引先である日立造船株式会社に2002年9月末まで在籍しておりましたが、他社へ転籍後、10年以上経過しております。また、同氏は取引先であるジャパン マリンユナイテッド株式会社に2013年3月末まで在籍しておりましたが、同社との取引実績は当社の当期連結売上高の1%未満の取引であり、主要な取引先には該当せず、かつ当社経営の意思決定に与える影響は全くない状況であるため、同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しております。なお、日立造船株式会社から原材料の購入(6,921百万円：2022年度)を委託し、因島工場の土地建物等を賃借しておりますが、独自に事業活動を行っており、独立性は確保されているものと考えます。	造船業界における幅広い活動経験と豊富な専門知識を当社の経営に活かし、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をできる立場にあります。また、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能に関わっております。なお、日立造船株式会社を転籍してから相当期間経過しており、また、ジャパン マリンユナイテッド株式会社と当社との取引は僅少であることから、両社の意向に影響される立場になく、当社との間に利害関係を有しません。これらのことから一般株主と利益相反の恐れがなく、独立役員としての職務を適切に遂行できるものと判断し、本人の同意を得たうえで独立役員に指定しています。
3	亀崎一彦氏は、取引先であるジャパン マリンユナイテッド株式会社に2018年6月末まで在籍しておりましたが、同社との取引実績は当社の当期連結売上高の1%未満の取引であり、主要な取引先には該当せず、かつ当該取引先が当社経営の意思決定に与える影響は全くない状況であるため、同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しており、独立性は確保されているものと考えます。	造船業界における幅広い活動経験と豊富な専門知識を当社の経営に活かし、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をできる立場にあります。また、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能に関わっております。なお、ジャパン マリンユナイテッド株式会社と当社との取引は僅少であることから、同社の意向に影響される立場になく、当社との間に利害関係を有しません。このことから一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立役員としての職務を適切に遂行できるものと判断し、本人の同意を得たうえで独立役員に指定しています。
4	田中博志氏は、株式会社広島銀行の執行役員であります。また同行は当社の主要な借入先であります。	
5	松野文則氏は取引先であり、主要な株主である日立造船株式会社出身であります。	

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。